

別添 3

地方整備局工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1 本要領は、工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日付け国官技第92号。以下「評定要領」という。)第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答に関する事項を定める。

(対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

(評定点等の通知)

第3 局長(分任官の契約した工事については、事務所長)は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価(以下「評定点等」という。)を速やかに別記様式第1により通知するものとする。
2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、局長(分任官の契約した工事については事務所長)に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等(分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の技官である副所長)とする。

(説明請求に対する回答)

第6 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。
2 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
3 前項の工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。
4 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8 第7の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等とする。

(再説明請求に対する回答)

第9 局長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の地方整備局工事成績評定審査委員会は、別紙3に定める規則に基づき設置するものとする。

4 局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

別表 1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品 質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		／ 100.0 点

工事技術的難易度項目別評価表

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価 (I ~ VI)			

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長
〇 〇 〇 〇 印
又は 〇〇地方整備局
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は 〇〇地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

5 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

〇〇地方整備局工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）地方整備局長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）地方事業評価管理官又は技術調整管理官
 - （2）総括工事検査官
 - （3）契約課長
 - （4）技術管理課長
 - （5）技術調査課長（置かれている場合）
 - （6）河川工事課長
 - （7）道路工事課長
 - （8）当該工事担当課長（必要に応じて）
 - （9）当該工事担当事務所長（必要に応じて）
 - （10）当該工事担当技術検査官
- 2 委員長は、地方事業評価管理官又は技術調整管理官とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、技術管理課検査係が行う。

〇〇事務所工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）事務所長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）副所長（技術）
- （2）経理課長（経理課が置かれていない事務所にあつては、総務課長）
- （3）工務課長
- （4）当該工事担当課長
- （5）当該工事担当主任監督員（必要に応じて）
- （6）当該工事担当技術検査官

2 委員長は、副所長（技術）とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、工務課が行う。

別記様式第3

国○整技管第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

○○地方整備局長
○ ○ ○ ○ 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 疑問に対する回答

〇〇地方整備局工事成績評定審査委員会規則（案）

（趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第 2 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事の成績評定について、地方整備局長（分任官の契約した工事については事務所長）の回答について再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- 二 工事成績評定要領の運用に関すること。

（委員会の委員及び組織）

第 3 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員〇人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 第 2 第一に係る会議は、再説明の申請に応じ、委員長が指名した 3 名以上の委員で開催することができる。この場合の長は委員長が指名する。

2 第 2 第二に係る会議は、必要に応じ開催する。

3 会議は、非公開とする。

（再説明審査）

第 5 委員会は、第 2 第一の事項に関し、再説明の申請があったときは再説明審査会議を開催し、審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成しその結果を地方整備局長に報告するとともに、必要があると認めるときはこれを公表することができる。

(委員の除斥)

第6 委員は、第2第一の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の具申又は勧告)

第7 委員会は、第2第二の事項に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、地方整備局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(秘密を守る義務)

第8 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9 委員会の庶務は、企画部技術管理課検査係が行う。